

相模湖カントリークラブ

利 用 約 款

新 相 模 株 式 会 社
相模湖カントリークラブ

2025.02.11

相模湖カントリークラブ 利用約款

(約款の適用)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、当クラブ会則（クラブ規約）・細則などによるほか、本約款に従ってご利用いただきます。

(利用契約の成立)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、当日フロントにおいて所定の手続き（チェックインカードスキャン・名簿署名等）をしてください。それにより当ゴルフ場（会社）は、施設利用をお引受けすることになります。

営業日以外に当ゴルフ場においてプレーしようとする場合は、所定の手続きを受けてください。その手続きを経て、プレーを開始するときから施設利用をお引受けすることになります。

また、ご来場予定の方々は、本約款および服装規程（ともにホームページ掲載）を事前にご確認ください。

(利用の申込み、予約金、違約金等)

第3条 プレーの申込みは、原則として6ヶ月前からプレー前日までの間に予約者（複数の場合は、その氏名と代表者）・予約日および希望するコース等スタート時刻を明示して予約係にお申込みいただきます。

申込みに際しては、予約金のお支払いを（原則として4組以上）求めることがあります。その取扱いおよび違約の場合の手続きについては別に定める予約金取扱規定に従っていただきます。

上記の予約者が所定の定員に満たない場合は、プレー当日においても申込みすることができます。

(利用の拒絶)

第4条 当ゴルフ場は、次の場合に利用をお断りすることがあります。

- ・ 満員でスタート時間に余裕がないとき。
- ・ ビジターについては、メンバーの同伴または紹介等がないとき。
- ・ 天災・施設の故障・補修、その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき、またはプレーの継続延長が不可能と認められたとき。
- ・ 暴力団対策法による指定暴力団、その他これに類する暴力団の構成員。
- ・ 利用者が集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められるとき、または麻薬および覚醒剤常習者類似者、その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなすおそれがある者と認められるとき。
- ・ 利用者が伝染病者等であると認められたとき。
- ・ 本約款ならびにエチケットに著しく違反する言動があったとき、または他の会員やプレーヤーとの友好を損なう言動があり、注意しても改めないとき。
- ・ 無断での写真撮影・録音・録画等があったとき。
- ・ 偽名または他人名義で申込みをしたとき。
- ・ 服装がジーパン、Tシャツ等好ましくない着衣にて利用するとき。
- ・ その他の理由により当ゴルフ場を利用されることが好ましくない事由があるとき。

(休業日、開場時間)

第5条 当ゴルフ場の各施設の休業日と開場時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。但し臨時的に変更することがあります。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場は、次の場合に利用継続をお断りすることがあります。

- ・ 集团的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者と認められたとき、その他公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為があったとき。
- ・ 当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- ・ 天災その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- ・ その他、本約款に違反したとき。

(金銭その他高価品)

第7条 金銭その他高価品については、貴重品袋に自ら署名密封しフロントにお預けいただかない限り責任は負いません。お預かり品は、預かり証の持参人に預かり証と引換えにお返しします。預かり証を紛失した場合は、直ちに届け出てください。

(携帯品・自動車)

第8条 携帯品や駐車場の自動車の事故等につきましては、当ゴルフ場は責任を負いかねます。

(ロッカー)

第9条

- ・ 専用ロッカーについては、契約時に当ゴルフ場より手渡すロッカーキーを各人が保管し、規定の年間使用料を支払い、専用ロッカーを使用するものとする。その他については、専用ロッカーの契約書に従うものとする。
- ・ 一般用の貸出しロッカーについては、受付け時にロッカーキーのついたカードホルダーを受け取り、該当の一般用ロッカーを使用し、精算時に返納するものとする。
- ・ 専用ロッカーならびに一般用の貸出しロッカーのロッカーキーまたはキー付きのカードホルダーを紛失された際の盗難等の事故については、当ゴルフ場は責任を負いかねます。

(貴重品ロッカー)

第10条 備えつけてある貴重品ロッカーは、使用者の自己責任において利用していただきます。

(宅配便の事故)

第11条 宅配便については、その物品の受領・保管・発送において、当ゴルフ場はあくまで当事者を代行して行うものであり、その間の事故発生の場合、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(服装規定)

第12条 ご来場時の服装は、ジャケット・ブレザー等の上着の着用をするか、携帯してください。但し6月～9月は除きます。またプレー時の服装は、別に定める服装規定(ドレスコード)を遵守してください。

(ゴルフシューズ)

第13条 プレー中のシューズは、ソフトスパイクシューズを着用してください。

(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第14条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット、マナーを守りキャディの如何にかかわらず自己の責任でプレーしていただきます。

(施設)

第15条 当ゴルフ場内には、スロープ・階段・給排水施設・スプリンクラー・カート道路・植木等、ゴルフ場特有の施設や環境があります。人工物・自然物の如何にかかわらず施設内での事故・怪我・損害等についてはプレーヤーの自己責任において対処するものとし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

尚、ゴルフ場内には滑りやすいところが多くありますので、プレー中は足下に充分注意してください。

(プレーの進行)

第16条 プレー進行については特に注意をして、前の組と1ホール以上の間隔を空けないようにしてください。またボール探しは3分以内ルールを遵守願います。

(ティーイングエリアにおける素振り)

第17条 素振りは、ティマーク内の打席または特に指定された場所以外ではしないでください。またプレーヤーは、危険ですのでみだりにティーイングエリアに立ち入らないでください。

(飛距離の確認)

第18条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイスならびにカートナビゲーション情報の如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように打球してください。

(フォアキャディの合図)

第19条 フォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり、通常の飛距離外に前進したと判断される時の合図でありますから、合図があっても打者は、自己の飛距離を自分で判断して打球してください。

(乗用カートの利用)

第20条 ・乗用カートに乗車走行中は、カートナビゲーションに掲示されている注意事項を確認の上、安全に充分注意してください。
・飛び乗りや飛び降り等の危険な行為は禁止致します。
・必ずシートに座り、カートから手足や頭など体の一部を出さず、手すり等に必ずおつかまりの上、ご乗車ください。
・キャディ随行の場合、乗用カート走行中はキャディの指示をお守りください。
・利用者の故意・過失を起因とする事故については、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。
・プレー目的以外のご使用はお断りします。
・乗用カートは人・物を探知しませんので、カートの前方には充分注意してください。

(セルフプレー)

第21条 当ゴルフ場の所属キャディがつかない「セルフプレー」の場合は、下記事項をご了解ください。

1. 前組のプレーヤーおよび他ホールへの打込み、同伴者等への打球事故が起きぬよう、飛距離・方向に充分注意してください。万一、打球が他のホールや他のプレーヤーへの向った場合は、必ず大声で「ファー」をかけ、注意を喚起してください。
2. 「セルフプレー」の場合、カートの自動走行中にカート道路を歩行すると危険ですので、カート道路は歩行せず、横切の際も充分注意してください。またカート乗車中は道路のカーブや段差箇所等で思わぬ動きをすることがありますので、カートの手すり等におつかまりの上、手足やクラブをカート内から出さぬよう願います。
3. 「セルフプレー」にてホールインワンおよびアルバトロス等をなされた場合でも、その証明行為等は一切出来ませんので、ご承知おきください。(但し、当ゴルフ場主催の「公式競技」時の達成につき、同伴競技者の証明があった場合を除く)

(セルフプレー用スタンドバックご利用の場合)

第22条 セルフプレー用スタンドバックの紛失・破損、また接触等による怪我につきましては、当ゴルフ場は一切の責任を負わないこととします。
また、グリーンの上には絶対放置しないでください。

(打球事故の防止)

第23条 打球事故の防止のため、同伴プレーヤーは打者の前方には絶対に出ないでください。

また隣接ホールへの打ち込みは危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し慎重に打球してください。隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけて打球してください。

(退避および退避所)

第24条 後続組の打者が打ち終わるまで、安全な場所に退避してください。退避所の設けてあるホールは後続組が打ち終わるまで、必ず退避所内に退避してください。

(ホールアウト後の退去)

第25条 ホールアウトした場合は、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り、次のホールへ進んでください。

(雷鳴があった場合)

第26条 雷鳴があった場合には、キャディマスター室の指示に従ってください。

(火気使用の禁止)

第27条 コース内やクラブハウス内の火気使用は、所定の場所以外は厳禁とします。マッチや煙草の吸殻は、必ずよく消して灰皿にお入れください。

(違反行為の責任)

第28条 利用者が本約款に違反して第三者の損害等の事故を発生させた場合、または損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。

(プレー終了後のクラブ確認)

第29条 利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し間違いがないか慎重に確認してください。確認後はクラブ不足、瑕疵等について当ゴルフ場は責任を負いません。

(施設等資産物に損害を与えた場合)

第30条 利用者の故意、または過失により当ゴルフ場の施設・従業員および資産物等(乗用カート本体・乗用カートナビゲーション・乗用カートリモコン含む)に損害を与えた場合は、利用者にその損害額を支払っていただきます。

(施設内への持ち込み品)

第31条 施設内に下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ・ 動物のペット類
- ・ 著しく悪臭を放つもの
- ・ 麻薬および覚醒剤類似類
- ・ 銃砲刀剣類
- ・ 発火、爆発のおそれのあるもの
- ・ 騒音を発するもの
- ・ ゴルフ場の適正な利用を妨げるもの
- ・ その他危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(行為の禁止)

第32条 施設内で下記の行為はお断りいたします。

- ・ 麻薬および覚醒剤他これに類似するものの使用
- ・ とばく・暴力・その他風紀をみだす行為
- ・ 物品の販売、宣伝広告等の行為
- ・ 利用者以外のコース内立ち入り(特に許可する場合を除く)
- ・ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為
- ・ 無断での写真撮影・録音・録画等の行為。
- ・ 飲食物のレストランへの持込利用
- ・ 指定場所以外の喫煙および飲食

(酒類の提供)

第33条 当ゴルフ場では、自家用車等車輛を運転する方への酒類のご提供を致しておりません。車輛を運転しての来場および運転する可能性のある方に対しては、クラブハウス内のレストランおよびコース内の売店等では、販売を禁止しております。

(忘れ物・落とし物の取扱い)

第34条 当ゴルフ場でのお忘れ物・落とし物の保管ならびに処理につきましては、持ち主不明の場合は、法律に基づき発見日より3ヶ月間をお預かり期間と致します。3ヶ月経過後、ご本人様より連絡がない場合は、当ゴルフ場にて処分させていただきますが、高価な貴重品・財布・鍵等重要性が高いと判断するものは、所轄の

警察署に遺失物として届出する場合があります。また持ち主が判明している場合でも、3ヶ月間をお預かり期間と致しますが、その間に本人から処理方法の連絡がない中、3ヶ月が経過した場合は、受取放棄とみなし、処分させていただきます。

(乗用カートドライブレコーダーの設置)

第35条 当ゴルフ場は、次の事項を遵守し、お客様の安全・安心(事故・犯罪防止等)のために乗用カートにドライブレコーダーを設置しております。画像データは適正に管理し、保存期間経過後は速やかに消去する、もしくは上書きにより消去致し、上記目的を逸脱した利用は行いません。また下記の場合を除き、第三者への提供は致しません。

- (1) 刑事訴訟法等の法令に基づく場合
- (2) 人の生命・身体または財産に対し差し迫った危険があり、緊急の必要がある場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査のため提供を求められた場合

(個人情報の取扱い)

第36条 当ゴルフ場は、予約時点で電話・FAX・電子メール等でいただいた個人情報とプレー当日に署名簿に署名いただきました利用者の個人情報については、当ゴルフ場(会社)の個人情報管理規程に則り、安全に管理致します。

当ゴルフ場では、遺失物の連絡、ダイレクトメールの発送やインターネット情報の送信等、運営業務に個人情報を使用する場合があります。

(その他)

第37条 次の各項目についてご協力ください。

- ・ スタート30分前までにはご来場ください。
- ・ 当日、支払等に必要以外の多額の金銭や貴重品は極力持参されないようにお願い致します。
- ・ プレーはハーフラウンド2時間20分以内でラウンドされるようお願い致します。
- ・ 円滑なプレー、危険防止を目的としてローカルルールを設定しておりますのでご了承ください。
- ・ プレーは4人1組を原則として、2人または3人の場合は他に2名または1名が加わることをご了承ください。

(実施期日)

第38条 この約款は、平成5年10月21日から実施する。

この約款の改廃は、理事会の決議により行うものとする。

約款 第9条(ロッカー)については、平成9年4月1日付けにて変更。

約款 第15条(乗用カートの利用)_(現在の約款第20条)、第16条(打球事故の防止)_(現在の約款第23条)、第21条(違背の場合の責任)_(現在の約款第28条(違反行為の責任))については、平成12年6月3日付けにて変更。

約款 第26条(セルフプレー)_(現在の約款第21条)、第27条(酒類の提供)_(現在の約款第33条)については、平成18年12月12日付けにて変更。

以下の条文については、令和7年(2025年)3月1日付けにて条文内容変更。

第2条(利用契約の成立)、
第4条(利用の拒絶)、
第6条(利用継続の拒絶)、
第8条(携帯品・自動車)、
第9条(ロッカー)。

以下の条文については、令和7年(2025年)3月1日付けにて条数および条文内容変更。

第12条(ティグラウンドにおける素振り)⇒第17条(ティーイングエリアにおける素振り)、
第13条(飛距離の確認)⇒第18条(飛距離の確認)、
第15条(乗用カートの利用)⇒第20条(乗用カートの利用)、
第26条(セルフプレー)⇒第21条(セルフプレー)、
第19条(雷鳴があった場合)⇒第26条(雷鳴があった場合)、
第21条(違背の場合の責任)⇒第28条(違反行為の責任)、
第23条(施設に損害を与えた場合)⇒第30条(施設等資産物に損害を与えた場合)、
第24条(施設内への持ち込み品)⇒第31条(施設内への持ち込み品)、
第25条(行為の禁止)⇒第32条(行為の禁止)、
第27条(酒類の提供)⇒第33条(酒類の提供)。

以下の条文については、令和7年(2025年)3月1日より条文追加。

第11条(宅配便の事故)、
第12条(服装規定)、
第13条(ゴルフシューズ)、
第15条(施設)、
第16条(プレーの進行)、
第22条(セルフプレー用ミニバックご利用の場合)、
第34条(忘れ物・落とし物の取扱い)、
第35条(乗用カートドライブレコーダーの設置)、
第36条(個人情報の取扱い)、
第37条(その他)。

以下の条文については、令和7年(2025年)3月1日より条数変更。

第11条(プレーヤーの危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)⇒第14条、
第14条(フォアキャディの合図)⇒第19条、
第16条(打球事故の防止)⇒第23条、
第17条(退避および退避所)⇒第24条、
第18条(ホールアウト後の退去)⇒第25条、
第20条(火気使用の禁止)⇒第27条、
第22条(プレー終了後のクラブ確認)⇒第29条、
第31条(実施期日)⇒第38条